



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 478 新たに生じた土地の確認の届出 (市町村課)
- 479 字の区域の決定 (")
- 480 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 481 " (")
- 482 " (")
- 483 " (")
- 484 " (")
- 485 " (")
- 486 " (")
- 487 " (")
- 488 " (")
- 489 " (")
- 490 " (")
- 491 " (")
- 492 " (")
- 493 " (")
- 494 " (")
- 495 地域環境保全に関する施設の整備事業の決定
(循環型社会推進課)
- 496 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 497 大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要 (")
- 498 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (")
- 499 大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要 (")
- 500 大規模小売店舗の新設の届出 (")
- 501 土地改良事業の施行の同意 (農村計画課)
- 502 保安林予定森林 (森林整備課)
- 503 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)
- 504 " (")
- 505 " (")

○ 労働委員会告示

- 1 あっせん員候補者名簿の公示

○ 海区漁業調整委員会指示

- 1 イサキのまき網漁業

○ 訓令

- *4 和歌山県立医科大学歳入事務取扱規程及び和歌山県

立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を廃止する訓令 (総務学事課)

- *5 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)

- *6 和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)

○ 出納長訓令

- *1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (出納室)

○ 公告

- 軽油引取税免税証の無効 (税務課)

告 示

和歌山県告示第478号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定に基づき、新宮市長から次のとおり新たに生じた土地の確認をした旨の届出があった。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県新宮市佐野字上地2116番から佐野3丁目2090番24を経て佐野字秋津野2090番1に至る間の地先公有水面28,977.93平方メートル

和歌山県告示第479号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、新宮市長から次のとおり字の区域を定めたことについての届出があった。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県新宮市佐野字上地2116番から佐野3丁目2090番24を経て佐野字秋津野2090番1に至る間の地先公有水面28,977.93平方メートルを和歌山県新宮市佐野字中地に編入する。

和歌山県告示第480号

和歌山県有田市宮原町滝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県有田市

2 調査を行った時期
平成16年6月14日から平成18年2月8日まで

3 成果の名称
和歌山県有田市宮原町滝の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県有田市宮原町滝の一部地区

5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第481号

和歌山県有田市宮原町道の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日
和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市

2 調査を行った時期
平成16年6月14日から平成18年2月8日まで

3 成果の名称
和歌山県有田市宮原町道の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県有田市宮原町道の一部地区

5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第482号

和歌山県有田郡広川町大字河瀬における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日
和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町

2 調査を行った時期
平成16年4月19日から平成18年2月17日まで

3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字河瀬の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字河瀬

5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第483号

和歌山県西牟婁郡白浜町内ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日
和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期
平成14年5月10日から平成17年3月28日まで

3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町内ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町内ノ川の一部地区

5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第484号

和歌山県西牟婁郡白浜町保呂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日
和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期
平成15年5月1日から平成18年1月6日まで

3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町保呂の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町保呂の一部地区

5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第485号

和歌山県西牟婁郡白浜町保呂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日
和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

平成15年5月1日から平成18年1月6日まで

3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町保呂の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町保呂の一部地区

5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第486号

和歌山県田辺市下川下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成15年5月8日から平成18年2月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市下川下の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市下川下の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第487号

和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成16年4月26日から平成17年12月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字北の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字北の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第488号

和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成16年4月26日から平成17年12月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第489号

和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成16年4月26日から平成18年1月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第490号

和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期

平成16年4月26日から平成18年1月26日まで

3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢の一部地区

5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第491号

和歌山県伊都郡高野町大字林・南の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日
和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
平成16年4月20日から平成18年1月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字林・南の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字林・南の各一部地区
- 5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第492号

和歌山県伊都郡高野町大字東又地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日
和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
平成16年4月20日から平成18年1月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字東又地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字東又地区
- 5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第493号

和歌山県和歌山市井戸・相坂・馬場の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日
和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成16年6月14日から平成18年1月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市井戸・相坂・馬場の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市井戸・相坂・馬場の各一部地区
- 5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第494号

和歌山県田辺市中辺路町石船の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月31日
和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成16年5月19日から平成18年2月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町石船の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町石船の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年3月22日

和歌山県告示第495号

和歌山県環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条第2号に規定する地域環境保全に関する施設の整備事業を次のように定め、平成18年4月1日から実施する。

平成18年3月31日
和歌山県知事 木村良樹

和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成2年和歌山県条例第8号)第6条第2号に規定する知事が定める整備事業は、県、県が出資する公益法人又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第13

7号)第15条の5第1項の規定により指定を受けた廃棄物処理センターが行う次に掲げるものとする。

- (1) 廃棄物処理施設の建設事業
- (2) 前号の事業に係る事前調査事業

和歌山県告示第496号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エバグリーン御坊店
和歌山県御坊市湯川町財部840-1他
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
日高振興局県民行政部地域行政課(和歌山県御坊市湯川町財部651)
御坊市商工振興課(和歌山県御坊市蘭350番地)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年3月31日から平成18年5月1日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第497号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツタヤWAY橋本隅田店
和歌山県橋本市隅田町垂井92-1
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
伊都振興局県民行政部地域行政課(和歌山県橋本市市脇4丁目5番8号)
橋本市経済部地域振興課(和歌山県橋本市東家1-1-1)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年3月31日から平成18年5月1日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第498号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット屋形店
和歌山市屋形町4丁目29
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年3月31日から平成18年5月1日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第499号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ打田店
和歌山県紀の川市打田字天王1364番地の1
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)
紀の川市商工観光課(和歌山県紀の川市粉河412)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年3月31日から平成18年5月1日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第500号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、

「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) マツゲン御坊店
和歌山県御坊市藺字釜井戸53-4他10筆
和歌山県御坊市藺字宮ノ後70-1他3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役社長 桑原一良
和歌山市吹上2丁目4番50号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役社長 桑原一良
和歌山市吹上2丁目4番50号
その他未定
- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成18年11月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,680㎡
- 6 駐車場の収容台数
130台
- 7 駐輪場の収容台数
48台
- 8 荷さばき施設の面積
58㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
40㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
6か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日

平成18年3月17日

- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
御坊市産業建設部商工振興課(和歌山県御坊市藺350番地)
日高振興局県民行政部地域行政課(和歌山県御坊市湯川町財部651)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成18年3月31日から平成18年7月31日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第501号

平成17年12月26日付けで協議のあった海南市営土地改良事業(大窪区画整理事業大窪・市坪地区)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第502号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字上津木字坂本河557の1・大字下津木字野手1583(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第503号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定

に基づき、次のとおり告示します。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 施行者の名称
高野町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
高野都市計画下水道事業 高野町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和51年3月2日
至 平成24年3月31日
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第504号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 施行者の名称
岩出町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岩出都市計画下水道事業 岩出町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成14年3月26日
至 平成24年3月31日
- 4 事業地
(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

該当なし

和歌山県告示第505号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 施行者の名称
美浜町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
御坊都市計画下水道事業 美浜町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成11年10月8日
至 平成24年3月31日
- 4 事業地
(1) 収用の部分
該当なし
(2) 使用の部分
平成11年和歌山県告示第928号の事業地から変更なし

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成18年3月31日

和歌山県労働委員会会長 吉澤義則

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成18年3月17日現在)

氏名	現職	経験及び履歴	委嘱日
吉澤義則	弁護士	27期～36期公益委員 31期～35期会長代理 36期～会長	S.60.4.2
有田佳秀	弁護士	36期公益委員 36期会長代理	H.18.3.17
羽山京子	アナウンサー	32期～36期公益委員	H.9.12.15
島本隆生	(元)和歌山県農林水産部長	35期～36期公益委員	H.16.3.17
石橋賢勇	和歌山大学教授	36期公益委員	H.18.3.17
水野八郎	弁護士	25期～35期公益委員 27期会長代理 28期～35期会長	S.55.10.17

筒嶋雅明	和歌山大学教授	33期～35期公益委員	H.12.1.18
梅本博文	運輸労連和歌山県連合会執行委員長	33期～36期労働者委員	H.12.1.18
瀧壽行	和歌山県地方労働組合評議会事務局次長	34期～36期労働者委員	H.14.2.27
森本穂積	日本労働組合総連合会和歌山県連合会会長	34期～36期労働者委員	H.14.10.11
播野幸造	UIゼンセン同盟和歌山県支部支部長	34期～36期労働者委員	H.15.2.17
苦谷紀勇	和歌山県電力総連会長	34期～36期労働者委員	H.15.2.17
塩路茂一	和歌山県経営者協会専務理事	31期～36期使用者委員	H.7.11.10
川村克人	株式会社イーストアジア・コーポレーション取締役社長	32期～36期使用者委員	H.10.6.24
安藤完二	関西コンサルティングシステム株式会社取締役社長	34期～36期使用者委員	H.14.2.27
小畑英三	小畑産業株式会社取締役社長	35期～36期使用者委員	H.16.3.17
宇治健一	株式会社サンライズ取締役社長	36期使用者委員	H.18.3.17
尾崎博昭	きのくに信用金庫副理事長	34期～35期使用者委員	H.14.10.11
神徳皓治	労働委員会事務局長		H.17.4.28
木本正利	労働委員会事務局総務課長		H.16.4.8
藤原光雄	労働委員会事務局審査調整課長		H.17.4.28
岩井晴勇	労働委員会事務局総務課副課長		H.17.4.28
池尾英之	労働委員会事務局審査調整課副課長		H.17.4.28
島田英長	労働委員会事務局審査調整課主査		H.14.4.11

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、まき網漁業の操業について次のとおり指示する。

平成18年3月31日

和歌山海区漁業調整委員会会長 嶋 洋 一

1 指示する内容

まき網漁業の操業について、下記の区域及び期間内は、操業してはならない。

(1) 区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

印南沖

(世界測地系)

- ア 北緯33°45' 965、東経135°08' 897
- イ 北緯33°45' 124、東経135°08' 182
- ウ 北緯33°44' 173、東経135°09' 757
- エ 北緯33°45' 069、東経135°10' 532

椿沖

(世界測地系)

- ア 北緯33°36' 451、東経135°20' 349
- イ 北緯33°34' 800、東経135°20' 294
- ウ 北緯33°34' 799、東経135°22' 283
- エ 北緯33°36' 417、東経135°22' 268

日置沖

(世界測地系)

- ア 北緯33°34' 905、東経135°22' 859
- イ 北緯33°34' 375、東経135°22' 548
- ウ 北緯33°33' 595、東経135°24' 719
- エ 北緯33°34' 195、東経135°24' 915

すさみ沖

(世界測地系)

- ア 北緯33°32' 316、東経135°28' 621
- イ 北緯33°31' 692、東経135°28' 595
- ウ 北緯33°31' 729、東経135°29' 260
- エ 北緯33°32' 290、東経135°29' 243

(2) 期間

毎年5月1日から6月30日まで(2か月間)

2 指示する期間

平成18年5月1日から平成21年4月30日まで(3年間)

訓 令

和歌山県訓令第4号

総務部
和歌山県立医科大学

和歌山県立医科大学歳入事務取扱規程及び和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県立医科大学歳入事務取扱規程及び和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を廃止する訓令

和歌山県立医科大学歳入事務取扱規程及び和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 和歌山県立医科大学歳入事務取扱規程(昭和51年和歌山県訓令第6号)
- (2) 和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成8年和歌山県訓令第36号)

附則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第5号

庁中一般

各地方機関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令
和歌山県職員服務規程(昭和63年和歌山県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、医科大学事務局長」を削る。

第8条第1項中「第2条第7項」を「第2条第8項」に改める。

附則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第6号

庁中一般

各地方機関

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令
和歌山県工事検査規程(平成14年和歌山県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

別表土木工事の項を次のように改める。

土木工事	各振興局建設部が施行する工事又は各振興局管内において施行される工事	当該振興局建設部長	
	和歌山下津港湾事務所が施行する工事	和歌山下津港湾事務所長	
	南紀白浜空港管理事務所が施行する2000万円以上の工事	西牟婁振興局建設部長	
	南紀白浜空港管理事務所が施行する2000万円未満の工事	南紀白浜空港管理事務所長	

別表農業・森林・水産土木工事及び漁港工事の項中「及び漁港工事」を削り、同項中「農林水産振興部長」を

「産業振興部長」に改め、同項の次に次のように加える。

漁港工事	各振興局建設部が施行する工事又は各振興局管内において施行される工事	当該振興局建設部長	
	和歌山下津港湾事務所が施行する工事	和歌山下津港湾事務所長	

別表地方改善事業に係る補助工事等の項中「農林水産振興部長」を「産業振興部長」に改める。

附則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

庁中一般

各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県出納長 水谷聡明

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓

出納長訓令

和歌山県出納長訓令第1号

令

和歌山県つり銭用資金取扱規程(平成17年和歌山県出納

長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

保管させる出納員名	目的	交付限度額
税務課の出納員	税務課分室の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	30,000円
海草振興局建設部の出納員	海草振興局建設部の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	35,000円
子ども・障害者相談センターの出納員	子ども・障害者相談センターの現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	40,000円
図書館の出納員	図書館の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	50,000円
近代美術館の出納員	近代美術館の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	200,000円
博物館の出納員	博物館の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	50,000円
自然博物館の出納員	自然博物館の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	300,000円

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成18年2月28日以降無効とする。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

公 告

公 告

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	船舶	1783219	1枚	平成17年9月5日から 平成18年2月28日まで	海草振興局	平成18年2月28日

※ 記号番号は、免許証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。